こ第 1568 号平成29年10月 5日一部改正 こ第 1873 号令和 3年 3月24日

各市町保育所所管部(局)長 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局こども政策課長

待機児童解消対策の強化のための事業の実施について

待機児童の解消に向けて、保育所等の定員拡大や保育人材の確保に向けた取組みを 強化するため、下記の事業を次により実施し、平成29年10月1日から適用するこ ととしたので、通知する。

記

#### 第1 事業の種類

- 1 賃貸物件による保育所等整備支援事業
- 2 保育環境改善事業

# 第2 事業の実施

各事業の実施及び運営は、次によること。

- 1 賃貸物件による保育所等整備支援事業実施要綱(別添1)
- 2 保育環境改善事業実施要綱(別添2)

## 賃貸物件による保育所等整備支援事業実施要綱

## 1 事業の目的

賃貸物件により保育所、認定こども園、地域型保育事業(以下「保育所等」という。)の運営を行う場合、賃借料の実績価格と「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(平成29年内閣府告示第539号)第1条第51項に規定する賃借料加算(以下「賃借料加算」という。)の収入額が乖離している地域の保育所等について、その乖離分を補助し、安定的な運営に資することを目的とする。

#### 2 実施主体

実施主体は、市町(政令市・中核市を含む。)とする。

#### 3 事業の内容

# (1)認定こども園及び事業所内保育事業

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町の認定を受けた児童(以下、「2・3号児童」という。)に係る利用定員数を施設全体の利用定員数で除した数を施設の建物借料(年額。以下同じ)に乗じた額から賃借料加算(年額。以下同じ)の額との差額の一部を補助する。

#### (2)上記以外の施設

施設の建物借料から賃借料加算の額との差額の一部を補助する。

#### 4 対象事業者

平成29年10月1日以降に新設等により2・3号児童の定員を5名以上拡大した以下に掲げる施設又は事業の建物借料が、賃借料加算の額の1.5倍を超え3倍以下の施設又は事業を行う者(公立を除く。)。

- ・保育所
- ・認定こども園
- ・家庭的保育事業
- ・小規模保育事業
- ・事業所内保育事業

#### 5 対象事業の制限等

(1)賃借料加算の対象とならない場合は、本事業の対象とならない。

- (2)建物借料に対する国・市町の負担金(賃借料加算を除く。) 補助金及び交付金 の給付を受けている場合及び対象となる場合は、本事業の対象とならない。
- (3)建物借料に対する個人・団体その他から寄付等を受けている場合は、本事業の対象とならない。

## 6 対象経費

施設の建物借料

(敷金、礼金及び、共益費、管理費、駐車場代を除く。また、保育所等に供しない部分の借料は除く。)

## 7 補助基準額

- (1)認定こども園及び事業所内保育事業
  - 2・3号児童に係る利用定員数を認定こども園全体の利用定員数で除した数を施設の建物借料に乗じた額から、賃借料加算の額に1.5を乗じた額を減じた額。
- (2)上記以外の施設

施設の建物借料から賃借料加算の額1.5を乗じた額を減じた額。

#### 8 費用負担

7の補助基準額に対し、県1/3、市町1/3、施設又は事業を行う者1/3を 負担する。

#### 9 補助の期間

平成29年10月1日から令和7年3月末日まで

#### 10 その他

- (1)7の(1)の利用定員数は毎年4月1日時点の利用定員数を用いること。ただし、年度途中で開所する場合は、開所日における利用定員数を用いること。
- (2)利用定員数を拡大前以下に減じた場合は、減じた月の前月までを補助の対象とする。

また、拡大前以下に減じた後に、定員拡大を行う場合は、前に補助を行った拡大前の利用定員数を超える場合、補助の対象とする。

## 保育環境改善事業実施要綱

## 1 事業の目的

保育の受け皿拡大を図るため、既存の保育所、保育所型認定こども園が、定員拡大を行う場合に要する備品、設備整備等に要する経費を補助することにより、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることのできる環境の維持・向上を図ることを目的とする。

#### 2 実施主体

実施主体は、市町(政令市・中核市を含む。)とする。

#### 3 事業の内容

保育所、保育所型認定こども園において、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町の認定を受けた児童(以下、「2・3号児童」という。)に係る利用定員の拡大に伴い必要な経費の一部を補助する。

# 4 対象事業者

以下に掲げる認可施設において、同一年度内に施設単位(分園も1施設とする。)で2・3号児童の利用定員を5人以上の拡大する施設を行う者(公立を除く。)。

- ・保育所
- ・保育所型認定こども園

#### 5 対象事業の制限等

- (1)保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金、「認可保育所等設置支援事業の実施について(平成29年3月31日付け雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の交付金等を受ける場合及び対象となる場合は、本事業の対象とならない。
- (2)県の実施する「認定こども園整備等促進事業」の補助を受ける場合及び対象と なる場合は、本事業の対象とならない。

#### 6 対象経費

拡大する児童に必要な、保育に資する備品・遊具等、什器、保育環境の維持・向上に必要な施設改修費(増改築等、工事を伴うものは除く。)等。(人件費や職員の処遇等、児童の処遇に直接関係しない経費、定員拡大に起因しない事由により生じた経費は対象としない。)

# 7 補助基準額

1施設当たり2,000千円(分園も1施設とする。)

# 8 費用負担

7の補助基準額に対し、県1/3、市町1/3、施設又は事業を行う者1/3を 負担する。

# 9 その他

当該事業により拡大した定員は、補助を受けた年から5年間、原則、減員を認めない。